

## 審査事務規定の一部改正について

自動車検査独立行政法人より下記のとおり通知がありましたのでお知らせ致します。

今般の主な改正は、灯光の色に関して視認等で赤色及び橙色でない恐れがあると認められる場合に、測定機器により審査を行う規程等の追加になります。

また当該測定器は指定工場に保有の義務はなく、窓ガラスの可視光線透過率の測定と同様の扱いになります。

なお、改正内容は平成21年6月8日（改正概要の2は6月1日）から施行されます。

## 【改正概要】

## 1. 灯光の色に関する測定方法等の規定

- (1) 車幅灯、側方灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器、補助方向指示器及び非常点滅表示灯の灯光の色について、視認により赤色又は橙色でないおそれがあると認められる場合に、測定機器による審査を行う旨が規定されました。
- (2) 灯光の色の測定方法として、測定機器、測定条件、灯光の色（赤色及び橙色）の判定基準が規定されました。

## 2. 並行輸入自動車審査要領の改正

二輪車の制動装置の技術基準に適合している自動車一覧表について、適合型式の追加が行われました。

引取業、フロン回収業者の登録の更新について  
(自動車リサイクル関係)

使用済自動車の「引取業者」と「フロン類回収業者」については、平成17年1月から「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が施行されたことに伴い、同法律に基づく県知事の登録が必要となりました。

登録については、5年ごとにその更新を受けなければ登録期間（5年）の経過により失効することとなりますので、引き続き登録を継続するためには、登録期間満了日（登録日から5年目に当たる日の前日）までに、下記により登録の更新を行って下さい。

登録年月日は、下記の山梨県環境整備課ホームページにある自動車リサイクル・事業者名簿から確認出来ます。

## 「引取業者」

<http://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-sb/documents/hikitorih21331.pdf>

## 「フロン類回収業者」

<http://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-sb/documents/furonh21331.pdf>

1. 引取業者

## 【必要書類】

- ① 申請書  
② 誓約書

振興会指導・教育部門窓口にあります。振興会ホームページの会員ページからもダウンロードできます。

- ③ 住民票(個人)または登記簿謄本(法人) 【発行日より1ヶ月以内】
- ④ 整備士合格証書の写し
- ⑤ 更新手数料3,000円(山梨県収入印紙代)

## 2. フロン類回収業者

### 【必要書類】

- ① 申請書 } 振興会指導・教育部門窓口にあります。振興会ホームページの会員ページからもダウンロードできます。
- ② 誓約書 }
- ③ 住民票(個人)または登記簿謄本(法人) 【発行日より1ヶ月以内】
- ④ 整備士の合格証書の写し
- ⑤ 更新手数料3,000円(山梨県収入印紙代)
- ⑥ フロン回収設備の所有権を有することを証する書面  
所有している場合：購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のいずれかの写し  
もしくは、回収機の写真(2~3枚回収機本体の全体写真と型番(プレートに刻印)等の写真)
- 所有していない場合：借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のいずれかの写し
- ⑦ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を証明する書類  
取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し  
もしくは、回収機の写真(2~3枚回収機本体の全体写真と型番(プレートに刻印)等の写真)

## 3. 受付場所・期間

### 【県林務環境事務所】

登録の有効期限の1ヶ月前から更新申請を受付

### 申請受付窓口

林務環境事務所	住所・電話番号	管轄する地域
中北林務環境事務所	〒407-0024 韮崎市本町4丁目2-4 北巨摩合同庁舎4階 TEL 0551-23-3090	甲府市、韮崎市、南アルプス市、 北杜市、甲斐市、中央市及び 昭和町
峡東林務環境事務所	〒404-8601 甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎3階 TEL 0553-20-2739	山梨市、笛吹市及び甲州市
峡南林務環境事務所	〒409-3606 市川三郷町高田111-1 西八代合同庁舎2階 TEL 055-240-4141	市川三郷町、増穂町、鰍沢町、早川町、身延町及び南部町
富士・東部 林務環境事務所	〒402-0054 都留市田原3丁目3-3 南都留合同庁舎2階 TEL 0554-45-7811	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村及び丹波山村

## 注 意

※ 変更事項（個人から法人（※）、事業主の変更、事業所の移転）がある場合は、事前に変更届を提出する必要がありますので、振興会までお問い合わせ下さい。  
(※)個人から法人へ事業者を変更した場合、法人として新規の登録が必要となります。  
また登録完了後、自動車リサイクルセンターへの登録も新規に行う必要があります。

### 地球温暖化防止推進ポスター配布について

地球温暖化により環境問題は世界共通の重要な課題となっていますが、我が国においても平成9年に採決された京都議定書に基づき、平成24年までに温室効果ガス6%削減に向けて、さまざまな取組みが行われているところです。

日整連では自動車整備業界においても温室効果ガスの削減に向けた取組みの強化が求められていることから、排出する二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出を平成24年までに5%削減（平成19年比）することを目標に掲げました。

ポスターにつきましては、事業場内の見やすい場所に掲示し、記載された内容を励行することで日頃の取組みを推進するとともに、自動車整備業界の地球温暖化防止への取組みを広くユーザーへアピールして下さいますようお願いします。（JASPA7月号 22ページ参照）

## CO<sub>2</sub>排出量「-5%」を目指して

私たち整備業界では、平成24年度までにCO<sub>2</sub>排出量を5%削減する\*ことを目標に掲げています。そのため私たちは、次の省エネルギーに取り組んでいます。

\*平成19年度比、取組期間5年、年平均1%削減

**圧縮エアの漏れを無くします。**

- 定期的なエア漏れチェックの実施と適切な処置
- エア配管等からの漏れにより1日0.5時間の無駄が発生するとして、これを無くすと…

年間 200kg削減 年間の電気代 13,000円削減

**洗車時の節水を実行します。**

- 定期的な水漏れチェックの実施と適切な処置
- ごまめな止水と効率的な洗車の実施

定期的な点検／ごまめな止水／効率的な洗車の実施により、水使用量を5%減らすと…

年間 3kg削減 年間の電気代 3,400円削減

**温水洗車機の灯油の使用量を削減します。**

- 不要な温水の停止と必要に応じた温度の調整
- 効率的な洗車の実施

不要な温水停止、作業効率向上により、年間の温水使用を25%減らすと…

年間 680kg削減 年間の灯油代 43,000円削減

**適切な室温に設定・管理します。**

- 夏は28℃、冬は20℃に設定

夏は28℃、冬は20℃に設定温度を26℃→28℃にすると…

年間 70kg削減 年間の電気代 4,400円削減

**照明の電力を削減します。**

- 間引き照明の実施

工場全体の3割の電灯を半分に間引くと…

年間 410kg削減 年間の電気代 25,000円削減

**省エネ機器を使用します。**

- 買い替えるときは、エネルギー効率の良い機器を選択

旧式の小型標準型の洗車機を現在の機器に買い替えると…

年間 560kg削減 年間の電気代 41,000円削減

**不要な電源OFFを実行します。**

- 昼休み電源OFFの実施

照明や電気機器の一部を昼休みの1時間消しておくと…

年間 370kg削減 年間の電気代 22,000円削減

**待機電力を削減します。**

- コピー機やパソコンの省エネ機能の活用

工場に3台のパソコンがあるとした場合、これらをスタンバイモードに設定すると…

年間 30kg削減 年間の電気代 2,000円削減

整備業界全体9万事業場で圧縮エアの漏れをなくすと、年間1万8千tのCO<sub>2</sub>を削減でき、業界排出量の1%に相当します。



## 平成21年度マイカー点検キャンペーンのスローガンの決定について

平成21年度のマイカー点検キャンペーンのスローガンが決定しましたのでお知らせ致します。

### 安全と エコにつながる マイカー点検

#### 街頭検査実施結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。なお、検査結果は次のとおりです。

日 時	実施場所	参 加 者	摘 要		
6月8日（月） 13:30～16:00	甲府市 県立美術館 駐車場	運輸支局 独立行政法人 甲府西支部 振興会	6名 1名 5名 2名	総検査車両数 不良車両数 内整備命令 口頭警告 車検切れ	133台 12台 1台 11台 0台

※甲府西支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

日 時	実施場所	参 加 者	摘 要		
6月11日（木） 13:30～16:00	中巨摩郡 昭和町 中央高速 甲府昭和 IC	運輸支局 独立行政法人 甲府南支部 振興会	4名 2名 5名 2名	総検査車両数 不良車両数 内整備命令 口頭警告 車検切れ	107台 15台 0台 15台 1台

※甲府南支部の皆様、ご協力ありがとうございました

#### 整備用リフトの事故防止対策強化のお願いについて

日本自動車機械工具協会では、永年にわたり整備用リフトの事故防止活動を行っておりますが、リフトの使用に伴う事故が依然として後を絶たない状況にあり、平成10～20年までに死亡事故を含む合計222件の事故が発生しています。

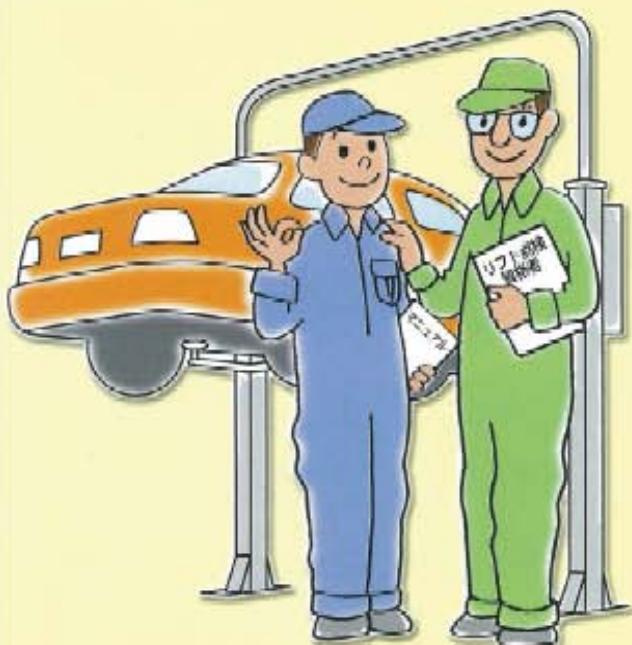
これらの状況を踏まえて、改めてリフト事故防止や適正使用を行うとともに、リフト点検資格者による定期点検を推進し、リフトの取扱不良や点検不履行による事故の防止への取り組みをお願い致します。

(JASPA7月号 49ページ参照)

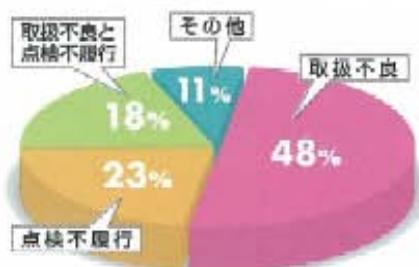


点検と正しい使用で  
**リフトの事故を  
無くしましよう**

ご存知  
ですか？



リフト事故はこんなに…



平成10年～20年の間にリフト事故は

**222件** 発生しています。

リフト事故の推定原因は、「取扱不良」が48%（107件）、「点検不履行」が23%（51件）、「取扱不適と点検不履行」によるものが18%（39件）となっており、事故全体の89%を占めています。

制作監修



社団  
法人

日本自動車機械工具協会

<http://www.jasea.org/>

## 改正特定商取引法の施行日について

特定商取引に関する法律（特定商取引法）及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行日を定める政令が公布（平成21年6月19日）され、同法施行日が平成21年12月1日となりましたので、お知らせ致します。

これにより、道路運送車両法第78条第4項（認証を受けたもの）に規定する「自動車分解整備事業者が行う自動車の点検または整備」は適用除外となります。

なお、日整連では様々な法令の内、自動車整備事業者に関する法令と内容等をまとめた「消費者保護推進パンフレット（仮称）」を作成中です。

## 「夏の交通事故防止県民運動」の実施について

平成21年7月21日（火）から8月20日（木）までの31日間「夏の交通事故防止県民運動」が実施されます。

この運動は、児童や生徒の夏休みと夏の行楽シーズンが重なる夏季において、交通事故の多発や暴走族の活動の活発化が懸念されるため、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を徹底し、交通事故の防止を図ることを目的としています。

つきましては、各事業所におかれましても交通事故防止の徹底を図られますようご協力をお願いいたします。

### 交通安全のスローガン

運転は 人に社会に 思いやり

### 重点目標

- 1 高齢者と子どもの交通事故防止
- 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 自転車の安全利用の推進
- 4 飲酒運転の根絶と悪質。危険な運転の追放
- 5 二輪車の交通事故防止

## 自動車分解整備事業が適用を受けられる 主な政府系金融機関等について

標記について一覧表にまとめましたので参考資料としてご活用下さい。

自動車分解整備事業者が適用を受けられる主な政府関係金融制度一覧

平成21年4月30日現在

金融機関等	貸付対象	資金使途	利 率	貸付期間	貸付限度	担保・保証人	備 考	
株式会社日本政策金融公庫	中小企業事業	企業活力強化資金貸付 (中小企業者等に貸付ける)	設備資金 運転資金	2.05% (注) (4月30日現在)	(設備) 20年以内(据置2年以内) (運転) 7年以内(据置1年以内)	(直接貸付) 7億2千万円 運転資金の限度額は、 2億5千万円 (代理貸付) 1億2千万円(設備・運転資金あわせて)	原則として必要	貸付対象が、合理化、共同化を図るための設備の取得などに限定されている。
株式会社日本政策金融公庫	国民生活事業	普通貸付 (中小企業者等に貸付ける)	設備資金 運転資金	2.40% (注) (4月30日現在)	(設備) 10年以内 (据置2年以内) (運転) 5年以内 (据置1年以内)	(直接貸付) 4,800万円 (代理貸付) 2,400万円	原則として必要	
	小企業等経営改善資金貸付 (常時使用する従業員が5人以下の企業、個人)	設備資金 運転資金	2.10% (4月30日現在)	(設備) 10年以内 (据置2年以内) (運転) 7年以内 (据置1年以内)	1,500万円以内	無担保 無保証人	【主な申込要件】 ・最近1年以上事業を行っている商工事業者。 ・商工会・商工会議所等の経営指導を原則6か月以上受けていて、商工会または商工会議所の推薦が必要。	
独立行政法人中小企業基盤整備機構 共同施設事業 (協同組合、協業組合等がその合理化を図るために行う事業に対し貸付ける)	生産、加工、販売、保管、検査等の共同施設事業を行う 協同組合・協業組合	設備資金	年1.10% (平成21年度貸付決定分)	20年以内 (据置3年以内)	貸付対象施設の設備資金の80%以内	原則として必要	高度化融資により取得した施設のリニューアルを実施する場合も対象となる。	

金融機関等	貸付対象	資金使途	利 率	貸付期間	貸付限度	担保・保証人	備 考
財団法人全国中小企業取引振興協会(小規模企業者等設備導入資金助成法により、小規模企業者等を対象に都道府県の貸与機関が設備資金貸付、設備貸与を行う。)	(設備資金貸付) 従業員5人以下の小規模事業者が対象。 ただし、従業員6～50人の中小企業者も対象となる場合もある	設備資金	無利子	7年以内 (据置1年以内) ただし、公害防止等設備については 12年以内 (据置1年以内)	1企業当たり 50万円～4,000万円 (消費税含む) (所要資金の2分の1以内、 したがって、100万円～ 8,000万円までの設備 が対象となる)	連帯保証人又は 担保が必要	※設備の耐用年数により、貸付期間が 短縮される場合がある ※休止している県もある
申込は各都道府県に設置されている(財)中小企業振興公社、(財)産業振興(支援)センター等	(設備貸与) 対象者は、上記に同じ。	設備貸与	備考に記入	【割賦制度】 7年以内 ただし、公害防止設備については 12年以内 (据置6か月以内) 【リース制度】 3～7年以内	1企業に貸与する設備の合 計額(割賦、リース) 100万円～6,000万円 (消費税含む)	保証人が必要 担保は必要により 徴求	【割賦制度】 (保証金)契約時に設備価格の10%を 現金で支払う (利率)年利3%程度(都道府県協会により 異なる) 【リース制度】 (リース料率)年利5%程度 ※割賦・リース共に設備の耐用年数によ り、貸付期間が短縮される場合がある ※休止している県もある
株式会社商工組合中央金庫	一般貸付 (商工中金に出資した組合とその構成員に貸付ける)	設備資金 運転資金	備考に記入	(設備)原則として 15年以内 (据置2年以内) (運転)10年以内 (据置2年以内)	(組合)200億円 (構成員)20億円	原則として必要	貸付期間によって違うが概ね日本政策金融公庫の金利と同じ
商工組合等	自動車整備近代化資金 (出捐者に限る)	設備資金 運転資金	長期 2.05% 短期 1.35% (設備資金は2%を上限とした利子補給がある) (4月30日現在)	(設備)7年以内 (据置1年以内) (運転)3年以内 (据置4か月以内)	(設備)出捐額の20倍以内又 は5,000万円のいずれか低い方 (運転)出捐額の20倍以内又 は1,000万円または年間整 備売上の12分4の低い方	保証人が必要 担保は必要により 徴求	【貸付期間】 平成23年3月31日まで

(注) 貸付期間等によって利率は異なる。

## 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付等の融資制度拡充のお知らせ

経済危機対策に基づく補正予算の成立により、6月15日から標記融資制度の拡充が実施されましたのでお知らせ致します。

なお、拡充内容については、(株)日本政策金融公庫ホームページのニュースリリースに掲載さ

参考

### ○セーフティネット貸付の概要（国民生活事業・中小企業事業）

		経営環境変化対応資金	金融環境変化対応資金	取引企業倒産対応資金
融資対象者		社会的、経済的環境の変化により、売上や利益が減少する等、業況が悪化している方  ※「『生活対策』中小企業金融緊急特別相談窓口」など、特別相談窓口の対象者に該当する場合も、ご利用が可能です。	金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している方や、国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から借入残高の減少等の取扱いを受けている方	関連企業の倒産に伴い経営に困難を来している方
資金使途		運転資金、設備資金		運転資金
貸付限度額	国民生活事業	4,800万円	別枠 4,000万円	別枠 3,000万円
	中小企業事業	7億2,000万円	別枠 3億円	別枠 1億5,000万円
貸付期間 (据置期間)		運転資金：8年以内（3年以内） 設備資金：15年以内（3年以内）		運転資金：8年以内（3年以内）
利 率		基準利率  ただし、次に掲げる要件に該当する運転資金は、それぞれに定める利率が適用されます。  ①雇用の維持または雇用の拡大を図る場合は、「基準利率+0.1%」 ②最近の売上、利益率等が減少するなど業績が特に悪化している場合は、「基準利率+0.3%」 ③前①及び②のいずれの要件にも該当する場合は、「基準利率+0.4%」  ※中小企業事業における基準利率の上限は3%（運転資金のみ）  ※国民生活事業における「第三者保証人等を不要とする融資」の上乗せ利率（現行0.65%）を 0.3%引き下げ		基準利率  ただし、一定の要件を満たす場合は、倒産による影響度合いに応じ、「倒産対策利率A」または「倒産対策利率B」が適用されます。

※中小企業事業においては、別途劣後ローンも取り扱っています（経営環境変化対応資金のみ）。

### ○新創業融資制度（国民生活事業）

### ○企業再生貸付（中小企業事業）

#### ＜企業再建・事業承継支援資金＞

融資対象者	新たに事業を始める方や事業を開始して間もない方（事業開始後2期を終えていない方）	融資対象者	企業の再建等に取り組む中小企業の方など
資金使途	運転資金、設備資金	資金使途	運転資金、設備資金
貸付限度額	1,000万円	貸付限度額	7億2,000万円 (うち運転資金4億8,000万円)
貸付期間 (据置期間)	7年以内（1年以内）	貸付期間 (据置期間)	運転資金：10年以内（2年以内） 設備資金：20年以内（2年以内）
利 率	基準利率+1.20%  ※法人の代表者の方が保証人になる場合は、基準利率+1.10%	利 率	基準利率、特別利率①  ※中小企業事業における上限金利は4%（注）

（注）その他、事業再生支援資金も対象です。

（注）下線部分は、今般の制度拡充部分です。

※詳細については(株)日本政策金融公庫甲府支店(TEL 055-224-5361)にお問い合わせ下さい。

## 自動車検査員研修会開催のお知らせ

標記研修会が次のとおり実施致します。該当者は必ず受講されますようお願いします。

- ◇研修会場 (社)山梨県自動車整備振興会 大講堂
- ◇研修費用 3,500円(資料代含む)
- ◇対象者 自動車検査員として選任されている者全員  
自動車検査員有資格者

※自動車検査員として3年以上選任されていなかった者を、自動車検査員に選任する場合は直近の本研修を受講していることが必要です

### ◇日 時

研修日	教習修了番号	受付時間	研修時間
7月27日(月)	1~39000号		
7月29日(水)	39001~57000号	13:00 ~13:30	13:30 ~17:00
8月 3日(月)	57001~65000号		
8月 5日(水)	65001号以降の者		

## 平成21年度第1回自動車整備技能登録試験が実施されます

標記試験が次のとおり実施されますので振興会、教育課へ受付期間中にお申込下さい。

登録試験申請用紙は教育課に用意してあります。

### ◇実施種目

試験の種類	学科試験	実技試験
	二級ガソリン 二級ジーゼル 二級二輪 三級シャシ 三級ガソリン 三級ジーゼル 自動車車体	二級ジーゼル 三級ガソリン
受付期間	平成21年8月3日(月)~8月7日(金)	
試験日	平成21年10月4日(日)	
試験会場	振興会 大講堂	
	東京(予定)	

※実技試験は学科試験合格者が対象です。

◇受験資格 2級受験者は3級整備士合格後3年以上の実務経験者

3級受験者は1年以上の整備作業実務経験者

注) 実務経験の短縮 2級 大学機械科卒業者 1.5年

高校機械科卒業者 2.0年

3級 大学・高校機械科卒業者 0.5年

◇申込時に持参するもの

- ①登録試験申請書（教育課窓口にあります）  
②受験手数料（用紙代等を含む） 学科試験 4,400円  
実技試験 12,200円

※学科試験と実技試験を続けて受験する場合、学科合格後実技試験の受験手数料を納付して頂きます。

- ③受験資格を証明する証書・証明書  
・2級受験者は3級整備士の合格証書  
・実務経験の短縮を受ける方は、卒業証書又は修了証書等

- ④写真1枚（縦6cm×横4.5cm）

- ⑤印鑑

- ⑥はがき2枚（受験者の住所、氏名を記入して下さい）

※学科試験と実技試験を続けて受験する場合、学科合格後に実技試験用案内はがき2枚を別途提出して頂きます。